

○厚生労働省告示第百九十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第四百十五号）の施行に伴い、平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）を廃止する告示

平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件。以下「指定告示」という。）は、廃止する。

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

2 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第四百十五号）附則第七条及び第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の六第二項及び第二十九条の三第一項の規定に基づくこの告示による廃止前の指定告示は、なおその効力を有する。